

発議案第7号

富津市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成23年9月22日

提出者 富津市議会議員 平野明彦

賛成者	同	岩本朗
	同	高橋謙治
	同	澤田春江
	同	岩崎剛久
	同	石井志郎
	同	大野裕二
	同	佐久間勇

富津市議会議長 福原敏夫様

提案理由

議会改革を行うために富津市議会改革推進研究会を設置し、平成22年12月から調査研究し、平成24年の富津市議会議員一般選挙に向けた議員定数の見直しについて協議を重ねてきた。その結果の意をくみ、昨今の社会情勢や本市の財政状況等に鑑み、市議会としても議会改革に取り組み、自らが範を示すべきであり、次の市議会議員一般選挙から現行の議員定数22人から4人削減し、18人にするものである。また、定数の減に伴い各常任委員会の人員を6人に、議会運営委員会の人員を7人にするため、条例の一部を改正しようとするものである。

富津市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

富津市議会の議員の定数を定める条例（平成14年富津市条例第29号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「18人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、次項の規定は、次の一般選挙後初めて招集される富津市議会の招集の日から施行する。

（富津市議会委員会条例の一部改正）

2 富津市議会委員会条例（昭和62年富津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「8人」を「6人」に改め、同条第2号及び第3号中「7人」を「6人」に改める。

第4条第2項中「8人」を「7人」に改める。